

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に『次世代育成支援対策推進法』（以下、「推進法」という）を制定しました。推進法では、平成17年から10年間の期間を設け、5年を1期とする次世代育成支援の行動計画の策定を市町村に義務付け、同時に301名以上の従業員を雇用する一般事業所にも義務付けました。

推進法制定後、少子化がさらに進行している状況から、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組み、着実な効果をあげるために、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「新待機児童ゼロ作戦」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の施策を打ち出し、様々な事業展開を行うこととしました。これらの施策を踏まえ、平成20年12月に推進法の一部改正を行い、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進することとしました。

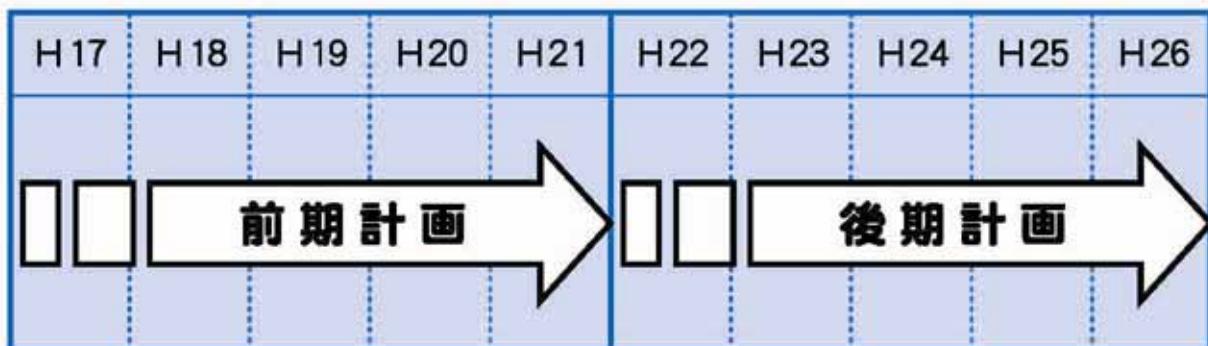
本市では、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間とする『名張市次世代育成支援行動計画（前期計画）』を策定し、全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境となるように、様々な子育て支援施策を推進してきました。

今回、前期計画の検証を行い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに産まれ、育成される環境を整備し、子育てに夢や喜びを感じることができるよう、子どもを取り巻く様々な分野の施策を、より一層、総合的に推進していくため、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする『名張市次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定しました。

本計画は、子育てについての第一義的責任が、父母をはじめとして家庭にあることを基本的認識とし、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら社会全体で子育てを支援していくように取り組む方針です。

2 計画期間

推進法は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を促進するために制定されました。このことにより全国の市町村などにおいては、平成17年度を初年度とした次世代育成支援の実施に関する行動計画の策定が義務付けられ、本市においても平成21年度までの5年間を前期、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期とする計画期間としています。

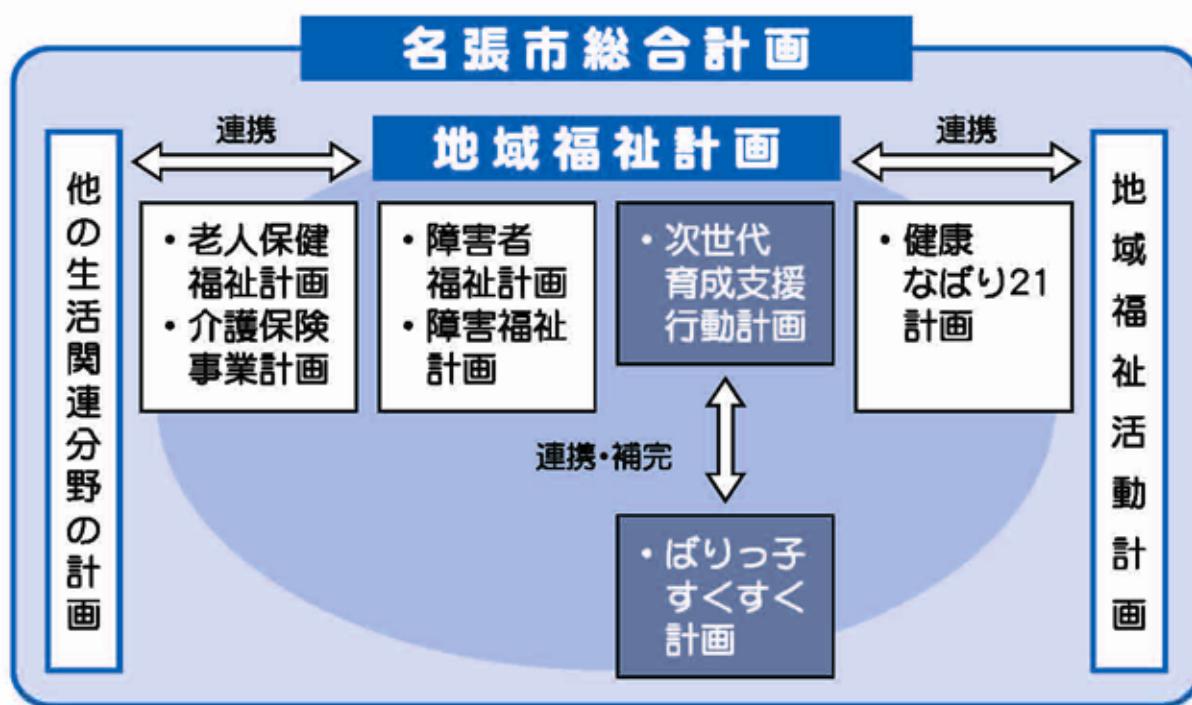


また、行動計画を推進するため年度ごとに計画の実施状況を把握し、点検・公表を行います。

3 計画の位置付け

この計画は、推進法第7条第1項の規定に基づく市町村行動計画に位置付けられ、本市が今後進めていく子育て施策の方向性や目標を名張市総合計画に沿い、名張市地域福祉計画・障害者福祉計画・健康なばり21計画や国の戦略などと連携、整合を図って定めたものです。

また、平成21年に、「名張市子ども条例」の大きな柱である子どもの権利の保障と健全育成を行っていくための具体的な取組をまとめた「ぱりっ子すくすく計画」と合わせて、子育て・子育ち施策に取り組んでいくものです。



4 次世代育成支援行動計画に反映させた国の施策

- ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
- ・「新待機児童ゼロ作戦」
- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」